平成２３年（フ）第１６７９号
札幌市白石区平和通９丁目北１番19―303号
債務者　寺嶋　孝容
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６８０号
札幌市白石区平和通９丁目北１番19―303号
債務者　寺嶋　明美
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７１５号
札幌市北区新川５条２丁目１番10号　第１コーポ10号
債務者　羽田　一昭
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７４２号
札幌市中央区南13条西７丁目２番12号　第１パレス藤17号
債務者　河原　春奈（旧姓吾孫子）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７４５号
札幌市中央区北４条西11丁目12番地　シャンポール植物園610号
債務者　加藤　秀子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７４６号
札幌市東区北22条東23丁目９番28―701号
債務者　本間　　香（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７７６号
札幌市厚別区大谷地東３丁目１番25―14号
債務者　坂本　昌優
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８０８号
札幌市西区八軒９条東４丁目４番６号　ハイム舟津Ａ202号
債務者　平柳　　京（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８１８号
札幌市白石区東札幌２条５丁目５番12号　メゾンドオリビア103号
債務者　三好　弘高
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８２７号
札幌市中央区南４条西16丁目１番22―705号
債務者　平野　　浩
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８４１号
札幌市中央区南３条西６丁目７番地３　グローリハイム403号
債務者　鈴木　律子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８６３号
札幌市南区藤野５条６丁目18番13号
債務者　野口　美幸（旧姓櫻野）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８６６号
札幌市白石区菊水７条１丁目１番31―203号
債務者　佐々木真紀
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８７４号
札幌市西区八軒10条東２丁目２番35号
債務者　四田富美子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８８１号
札幌市東区東苗穂４条１丁目７番８号　ポエム東苗穂103号
債務者　小笠原　忠
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９６９号
札幌市南区川沿５条２丁目３番33号　八福マンション204号
債務者　後藤壽美子（旧姓北嶋）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６号
北海道稚内市こまどり５丁目16番11号
債務者　長滝　繁美
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２３年（フ）第１９号
北海道稚内市萩見４丁目７番15号　サンコーポⅡ―201号
債務者　日下まゆみ
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
旭川地方裁判所稚内支部